

社会福祉法人郡山市社会福祉事業団法人管理費補助金交付要綱

平成 20 年 3 月 31 日制定

平成 26 年 4 月 1 日一部改正

平成 29 年 4 月 1 日一部改正

[保健福祉部保健福祉総務課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人郡山市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の安定的な運営を支援するため、事業団に対する補助金の交付に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第 2 条 補助の対象とする経費は、役員報酬、職員給料、職員賞与、非常勤職員給与、退職給付、法定福利費、福利厚生費、旅費交通費、研修研究費、事務消耗品費、印刷製本費、燃料費、通信運搬費、手数料、保険料、賃借料、諸会費、その他の事業団の本部事務局に要する経費とする。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、補助対象経費から事業団の法人管理に係る収入額を控除した額を上限とし、予算の範囲内で定める。

(交付の申請)

第 4 条 事業団は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第 4 条の規定により申請しなければならない。

(交付の条件)

第 5 条 規則第 6 条第 1 項第 4 号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年から起算して 5 年間保存すること。

(概算払)

第 6 条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払いの方法により交付することができる。

(補助事業等の内容変更の手続)

第 7 条 事業団は、補助事業等の内容を変更しようとするときは、規則第 9 条第 1 項の規定により、申請しなければならない。

2 規則第 6 条第 1 項第 1 号に定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも概要する変更とする。ただし、補助事業等の内容の変更を伴うものを除く。

- (1) 社会福祉法人会計基準の運用指針（平成23年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知）に定める勘定科目の大科目内の経費の配分の変更
- (2) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (3) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(実績報告)

第8条 事業団は、事業が完了したときは、速やかに規則第14条の規定により、市長に実績を報告するものとする。

(額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条の規定により、事業団に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

2 前項の場合において、市長は、確定した補助金の額が第6条の規定による概算払の額を下回るときは、当該差額の返納を命じなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度以後の年度分の補助金について適用する。